令和３年２月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和３年２月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会資料目録

議案等番号	件　　名	頁
議案第３号	かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第４号	かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について	3

新旧対照表

○議案第３号　かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例

新	旧
（給水料金） 第３条　給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　基本料金　広域連合企業団及び受水者双方で協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量に１立方メートルにつき７２円を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 (2)　使用料金　受水者が使用した水量を使用水量とし、当該使用水量に１立方メートルにつき３０円を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。	（給水料金） 第３条　給水料金は、次の各号に掲げる区分とし、その額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　基本料金　広域連合企業団及び受水者双方で協議して定める水量を基本水量とし、当該基本水量に１立方メートルにつき７９円を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 (2)　使用料金　受水者が使用した水量を使用水量とし、当該使用水量に１立方メートルにつき２４円を乗じて得た額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

新旧対照表

○議案第４号　かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

新	旧
（審査会の会議） 第７条　略 ２　審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。 ３・４　略	（審査会の会議） 第７条　略 ２　審査会の会議は、全ての委員の出席がなければ開くことができない。 ３・４　略